

平成29年加美町議会第2回臨時会会議録第1号

平成29年3月29日(水曜日)

出席議員(18名)

1番	味上庄一郎君	2番	猪股俊一君
3番	早坂伊佐雄君	4番	早坂忠幸君
5番	三浦進君	6番	高橋聡輔君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	木村哲夫君	10番	三浦英典君
11番	沼田雄哉君	12番	一條寛君
13番	高橋源吉君	14番	工藤清悦君
15番	伊藤淳君	18番	米木正二君
19番	佐藤善一君	20番	下山孝雄君

欠席議員(1名)

16番 伊藤信行君

欠員(1名)

17番

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	吉田恵君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	下山茂君
会計管理者兼会計課長	田中壽巳君
企画財政課長	熊谷和寿君
協働のまちづくり推進課長	鎌田良一君
町民課長	内海悟君
税務課長	小川哲夫君
農林課長	早坂雄幸君

商工観光課長	遠藤 肇 君
建設課長	三浦 守男 君
保健福祉課長	佐藤 敬 君
子育て支援室長	武田 守義 君
上下水道課長	長沼 哲 君
小野田支所長	岡崎 秀俊 君
宮崎支所長	猪股 清信 君
総務課長補佐	伊藤 一衛 君
教 育 長	早坂 家一 君
教育総務課長	二瓶 栄悦 君
生涯学習課長	和田 幸藏 君
農業委員会事務局長	今野 仁一 君

事務局職員出席者

事務局 長	今野 伸悦 君
次 長	内海 茂 君
主幹兼総務係長	小林 洋子 君
議事調査係長	後藤 崇史 君

議事日程 第1号

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第47号 加美町中新田交流センター条例等の一部改正について
- 第4 議案第48号 平成28年度加美町一般会計補正予算（第7号）
- 第5 議案第49号 平成28年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 第6 議案第50号 平成28年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで

午後4時00分 開会・開議

○議長（下山孝雄君） 皆さん、本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は18名であります。16番伊藤信行君より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、これより平成29年加美町議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（下山孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、7番三浦又英君、8番伊藤由子さんを指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（下山孝雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期については本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間と決しました。

日程第3 議案第47号 加美町中新田交流センター条例等の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第3、議案第47号加美町中新田交流センター条例等の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第47号加美町中新田交流センター条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案件は、加美町の交流人口の拡大と活性化を図るため、アウトドアを楽しめる環境整備の一環としてレンタサイクル事業を導入することから、加美町中新田交流センター条例等の一部を改正するものであります。

主な改正の内容は、レンタサイクル業務を管理運営する中新田交流センター、薬師の湯、ゆ〜らんど、あゆの里物産館の4施設に使用料の追加と、あわせて同施設内の他の使用料を統一

した表記に改めるものです。

なお、レンタル業務は観光客や町民の利便性から、指定管理者であります加美町振興公社において4月から管理運営を行うこととしております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 町長から今、説明いただきました。この指定管理をされている振興公社が4月から行うための条例改正であるということでございます。

それで、ちょっとお聞きします。あえてこの指定管理を受けている振興公社ということですが、これに伴う指定管理料はどうなっているのか。この4月ということで、この臨時議会、なぜこの時期にこういう条例案を提案するのか、まずお聞きします。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） レンタサイクル事業の指定管理料の関係でございますが、こちらに関しましては、今回使用料を条例で定めさせていただいて、指定管理者であります加美町振興公社でその範囲の50%から150%までの間で料金を設定できるという形にさせてもらってございます。その収入があるわけでございますが、その収入をもってこの業務を行っていただくということで考えてございます。

もう一点、なぜこの時期に条例を議会に上程したのかということでございますが、2月の段階ではちょっとまだ方向が決まっておらずで、その段階ではちょっと出せなかったという状況がございました。その関係で今回になってしまったということでございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（下山孝雄君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） ちょっと理解できないということだと思うんですが、今回の条例関係、提案資料、使用料については50%から150%の範囲内ということで、これ使用料の関係の各施設の条例関係については、これはあったんですけど。それをまずお聞きします。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 各施設の条例がそもそもございます。その中に施設の部屋の使用料だったり、いろいろ用途によってありますが、おのおの使用料は明示されてございます。ただ、その中にレンタサイクルの関係の使用料というのはこれまでの条例の中にはなかったと。それで、今回この4つの施設でその事業を展開するに当たって料金を徴収するものですか

ら、自転車自体は町の財産でございますので、条例上にその使用料を明記する必要があり、そのために今回そのレンタサイクルの分だけをプラスさせていただいたと。あと一部、50%から150%という記載のない条例もございましたが、その分もあわせて整合性をとらせていただくために今回改正をさせていただく提案をさせていただいているところでございます。よろしくお祈いします。

○議長（下山孝雄君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） ということは、レンタルについては今回初めて上程するというところで理解していいんですね。そうしましたら、いろいろ料金表、使用料があるわけですけども、もし根拠がございましたらお示しをいただきたいと思ひます。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 自転車などの料金の使用料の設定でございますが、こちらにつきましては既存の自治体及びこういうロードバイクという少しスポーティーなものになりますか、そういうものが民間のほうでも貸し出し、レンタルをしているところがござひます。そういうものを勘案させていただいて、今回2,000円なり1,000円なりという形で決めさせていただく、そして提案をさせていただいたというものでござひます。

ちなみに、いろいろネット上で調べますと、仙台市だったり、あとはそういう町の中で気軽に町めぐりをするための自転車の貸し出しというか、そういうものもござひます。そういうものはやはり300円とか500円とかというふうには値段設定は低くなつてござひます。普通の、今回の表示ではシティバイクという表示になるか、ママチャリのようなものなんですか、そういうものを貸し出しているところはそういう値段設定をしておりますが、今回はそれよりもレジャーという部分に重きを置かせてもらっておりまして、ただ、一般のよりは安く設定はさせていただいておりますが、その中でこのような料金を出させてさせていただいているというところでございます。よろしくお祈いいたします。

○議長（下山孝雄君） 14番工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） ちょっとお伺いしたいと思ひます。本当は中継をとめてもらいたいくらい恥ずかしいお話をちょっとするんですけども、ロードバイク、マウンテンバイク、シティバイク、スノーシュー、トレッキングポール、これは2月の当初予算のときに予算化されてたんだつたか、その予算化で購入するのでこの使用料を規定するという理解をしてよかつたのかどうかということがまず1つです。

それから、交流センターには前から子供たちが乗れるような、大人も乗れるようなマウンテ

ンバイクみたいなのがあったわけですが、それも含めて備品として貸し出しに充てるのかどうか。もし貸し出しに充てるということであれば、どのぐらいの台数というものを把握しているのか、備品の台帳でどのぐらいあるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） まず、これを購入するに当たっての予算のお話でございますが、こちらにつきましては平成27年度の地方創生の加速化交付金でいただいている事業で、繰り越しという形で28年度執行させていただいているものでございます。

あと交流センターでこれまで所有と申しますか、持っておりました自転車に関しまして、8台ございます。ただ、震災のときにあったものなども含まれてございまして、ちょっと傷んでいる部分もあるそうでございます。その部分に関しましてはちょっと修理をして、ぜひこのレンタサイクルの中で貸し出しの展開をしていただくという形を公社と協議をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） わかりました。執行されていなかったということでわかりました。

ただ、交流センターの自転車というかマウンテンバイク、これは一目見ても8台とかという数でなかったんでないかなと思っているんですけれども、当初の備品台数からするとどうだったのかと。もちろん8台しかないわけだと思うんですよね。小野田支所長ご存じのとおり、裏口のところに交流センターと書かれていた自転車があるわけですから、その辺の備品管理ね、あれ支所長の通勤用の自転車ではないと思っておりますけれども、備品管理ということでの状況、確かに震災なんかがあっただけの部分もあると思うんですけれども、それぐらいしっかりした形、これから用意されるものに関してはきっちり、高額なものもあると思うし、修理の履歴みたいなのもつくっていかなくてはいけないんでしょうけれども、その辺に対しての管理基準についてお伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） まず、先ほど既存の自転車8台という部分、ちょっと私どもで把握をしていなかった部分もあったようでございますので、その部分に関しましてはちょっと調査をさせていただいて、今回レンタサイクルとして貸し出しできるものであれば、この台数にプラスをさせていただき、公社で活用していくような形で考えていきたいと思っております。

あと、先ほど自転車購入に関して27年度の交付金を活用して、繰り越しということですが、そちらのほうは10分の10、100%の国の補助金で用立てをするものでございますので、そのこともあわせてお話をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） まず、ロードバイク等の使用料というのはどこに入るのか。これは公社に管理委託するというので、委託料が発生しないかわりにその料金は入るのか、それが1点。

2つ目に、ネット等でいろいろ調べますと、オプションとしてヘルメットだとかさまざまなそういったものがあるようなんですが、そういったものの扱いとか、あと保険についてなんですが、さまざまな保険というのがあるはずなんですが、その辺の扱いはどのようにされているのか。

それと、あゆの里物産館の条例の関係なんですが、まず、2階の展示室というんでしょうか、会議室というのか、ホームページを見ても利用料金の表示はありません。これは消費税の関係で多分消費税を抜くということで1万5,000円が1万円になったと思うんですが、実際どのぐらい利用しているのか、利用したのは正直見たことはないという失礼ですが、それと1万円というのは高いのではないかなと。例えば公民館のホール4時間でも3,000円だったり、あと一般の会議室で1,500円とか、この1万円の料金の設定についてはどのように判断されているのか、その点お願いします。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） まず、レンタサイクルの使用料がそのまま委託料になるのかということですが、そのまま委託料になるということで考えてございます。この考え方は、これまでも公社で林泉館であれば林泉館の宿泊の料金というのがありますが、それは全て、その分を差し引いてというか、こちらは維持管理の分だけの指定管理という形で、そこの中で収入を得て事業を展開していると。今回の自転車に関しても同じ扱いでさせていただくということでございます。

あと、自転車だけでなく安全のためのヘルメットだったりという部分のお話がありました。この使用料のところにはロードバイクとか、一つ一つ書いてございませませんが、ここの中にはヘルメットもついてございます。あとマウンテンバイクについては膝当てとか肘当てもついております。やはり貸し出しをする以上、最小限の安全対策はしなければいけないということで、通常のものに関しては一緒にくっついていくということでご理解をいただきたいと思いま

す。

あと保険に関してでございますが、あくまでも自分の事故で不注意で起こった部分に関しましてはやはり使用者の責任ということは貸し出しの際に明確にさせていただくことになるかと考えてございます。ただ、いろいろ自転車に付随した保険というのもございます。これは年に1回、自転車屋さん等々がやっているわけですが、きちんと整備、点検を行い、それで日本自転車——ちょっと正式な名称は忘れましたが、そういう協会がありまして、そこがその保険の窓口になって、それは自転車に掛かる保険だそうです。簡単に言いますと、車に掛かるそういう保険という考え方と同じだと思います。ただ、それがそんなに高額な補償はされないわけでございます。あとは個人で、今はインターネット上ですぐに1日250円とかという形で、そういう自転車だけでなくいろいろ、外でそういう体験をするときに掛けられる保険もありますので、そういうものを借りる方には推奨させていただくような方向でいければと考えてございます。

あと物産館の2階の使用料の関係でございますが、まず現在どのぐらいその部分が活用されているのかという部分に関しましては、以前から余りなかったのではないかと考えております。正確なところは、申しわけないんですが、ちょっと私のほうでは把握をしておりません。

あと、その金額の1万円は高過ぎるのではないかと考えてございます。こちらに関しましては、確かに今、他の公民館等の利用から考えれば、そういう意味では高いと。ただ、当初、物産館を整備した段階では、レストランと、あといろいろ展示だったり何かできるという形での、多少美術館といいますか、そういう鑑賞もできるような場所というような、食事ができてという、そういう意味合いで多分2階の部分の料金設定をしていたのだらうと、ただ単に会合とかという認識ではなくてというものなんだろうと調べてございます。ただ、今、議員からどうなんだと、どう思うんだということに関しましてはちょっと高いだろうという思いはありましたが、そのことに関してちょっと検討したということはありませんでした。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） まず、あゆの里物産館についてはぜひ、今回の条例は条例として、今後検討して、できるだけ使いやすいようにして、使ってもらって、その帰りにお茶を飲むなり食事をするなりという方法もあるのかなと思いますので、それは検討をお願いしたいと思います。

それともう一点なんです、利用料金の設定が50%から150%ということで幅を持たせているわけですが、もともと上限、下限があったんですが、この辺の料金は最終的には町長

の決裁といたしますか、承認をもらってということになるんでしょうけれども、この50%から150%にする線引きとか区分けとか、その辺は誰がどのように、いわゆる公社がこのぐらいだ、あのぐらいだと決めるのか、その50%と150%の決め方について伺います。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 50%から150%までの範囲というものに関しましては、そもそも指定管理施設、特に観光施設に関しましてはお客様といたしますか、利用していただく方との関係等で公社のほうで有効活用し、町の交流人口の拡大のために努めるということですので、高どまりでお客さんは来ないということではまずいでしょうし、あとある程度やっぱりオプションなんかをつけることによって高くも設定できたりという部分、そういう意味では公社のほうである程度の中での自由な金額設定をすることによって、より活性化が図られるのかなということになっているものだと認識をさせていただきます。

今回のレンタルに関しましては、先ほど基準はどのぐらい、何でこのようにしたんだということでお話をさせていただきましたが、一般的にこのぐらいが妥当なのではないかと、町でやるものですから妥当なのではないかということで2,000円なり1,000円とさせていただいておりますが、その中でも公社でいろいろ事業展開をやっていく中で、最初はそうであっても、あとはその状況によって多少上げたり下げたりというのも公社のほうでできると。それらは町の承認を得るということにはなりますけれども、そういうやられる方の自由裁量という部分を、そのことによって多くの方に利用していただきたりという、そのためのツールとか目的の品物ですので、そういう活用をぜひ展開していただき、公社の事業にもこのものが寄与していくということを願っているものでございます。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 最後にもう一点だけですが、料金設定の表、改正後と現行と見比べたときに、ほぼ上限、下限が大体同じぐらいなんですけど、1つだけ交流センターの合宿所の1部屋当たりの料金が現行、上限が1万5,000円、下限が5,000円、それを今回6,000円の使用料で50%、150%にすると、1万5,000円が9,000円、5,000円が3,000円ということで、この部分が目立って安く設定されているんですが、できるだけ安くして合宿に使ってもらおうということではいいかと思うんですが、この理由は何かあるんでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） こちらの交流センターは宮崎のゆ〜らんの部分の交流センタ

一ということで、そちらに関しましては上限、下限という数値をやられておりました。ただ、他の施設が全て50%、150%ということなので、今回それで、現在料金設定をされている部分がありますので、それらも今後も自由度が持てるような形での値段設定といたしますか、使用料の設定をさせていただいたというものでございます。

以上でございます。（「そうではなくて、そこが安い理由を聞いている」の声あり）

現行のほうは1部屋当たりという表記になってございまして、新のほうは1人当たりということでございますので、ご了承いただければと思います。

○議長（下山孝雄君） ほかに。5番三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 1つは安全管理です。先ほど保険等はしっかり入るということですが、小学生以下、あるいは大人でも中学生以上、区分けしてありますが、これらの使用許可ですね、子供は単独でいいのか悪いのか、そういったことですね。

それから冬期間、道路の凍結とか、非常に危険な状態のときに貸さないとか、そういう使用規定ができていますのかどうか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 小学生と中学生に関しましては、保護者の同意ということにさせてもらってございます。小学生からですね。小学生未満は貸し出しできません。小学生よりということになります。ですから、単独でということではなくて、親の同意が必要だということでございます。

あと冬期間の使用に関しましては、まだ明確にはつくってございませんが、やはり安全対策の関係がありますので、台風のときに貸し出しをするというようなこともありませんし、やはりその部分は運用の中で取り決めをしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 親の同意があれば小学生以下でも貸すと。しかし……（「小学生以下は貸さない」の声あり）貸さない。わかりました。

先ほど言いました使用規定についてはまだできていないんですね。いつごろできますか。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 案としてはもうできてはいるんですが、まだその部分に関しましては。4月から利用していくということでございますので、早急にできるということでございます。よろしく願いいたします。

あと小学生ということで、以下とか未満とかちょっとなかなか難しい表現というか、わかりにくいということで、未就学児はお貸ししないということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） このマウンテンバイクとかロードバイク、非常に坂道と下り坂においてはスピードを出し過ぎたり、そういうことで事故が重大事故にならないように、しっかりとした規定をつくって周知をさせるということが大事だろうと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 実際に乗っている状況等まで管理ができるものではないと思っています。ですから、その部分に関しましてはあくまで自己責任でということになるということが一番最初にお貸しする際にきちんとお話しさせていただくことになると思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 公社でこの業務も受託するというところでございますので、安全管理は本当に徹底していきたいとももちろん思っております。今、商観でつくっている案を公社のほうで検討しているということでございます。といいますのは、加美町、広うございますので、中新田交流センターが晴れていても宮崎が雪ということもございますので、それらについて絶対的な安全管理というものを徹底して貸し出しをします。もちろん使用者の責任ということもございまして、それであってものがあつたりしたのでは大変です。そのところは徹底した安全管理に努めてまいるということでございます。

以上です。

○議長（下山孝雄君） ほかに。2番猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） 陶芸の里ゆ〜らんどなんです、幾らか入館料が上がっているような感じがするんですが、この時代ですから幾らでも多分一番安い温泉なのかなと思いますが、上げる理由をちょっとお聞きしたいなと思います。

あと、今、多分皆さん、私も大体しか覚えていないんですが、値段がちょっと使用料、これは現行が幾らなのかなと思うんですが、その辺教えていただければなとお都合がいいんですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） まず、最初のご質問で、今回の資料のほうの4ページの陶芸の里温泉交流センターの1人当たりの入館料が現行よりも高いのではないかというお話でございます。現行は中学生以上が600円でございます。ただ、上限、下限ということで、現行がこれまでが400円から1,000円ということだったものですから、その中をとって700円という形にさせていただいているだけでございます。この部分に関しましては、この700円を基準に公社のほうで50%から150%という幅で町の承認を得てということでございますので、ご理解をいただければと思います。ですから、今のが上がるということではないというふうにご理解いただければと思います。

2問目の件がちょっと……。

○議長（下山孝雄君） 猪股俊一君、もう一度、後段のほう。

○2番（猪股俊一君） 現行が600円と言いましたよね。ということは、4月1日から700円になるということは上がるということですよ。最終的にはそういうことですよ。上げるという形ですよ。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 済みません、私の説明が悪くて申しわけございません。現在の条例で使用料が大人1人当たり1,000円から400円になっていきますということで、その間というのが700円、ちょうど真ん中が700円という数字でございました。それで、改正後の部分に関しましては、一応その700円を入れさせていただいたと。ただ、この700円に関しましては上がるということではなくて、50%から150%まで公社で決めることができますと。その部分に関しましては現行の600円が、その範囲に600円が入っていますので、条例上700円にしても何ら支障はないということで700円にさせていただいているということでございます。ですから、4月から上がるということでは、実際の運用で上がるということではございません。まだ上げるというお話は聞いておりませんので、それはまだ当面はないんだろうと思います。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） この条例では4月施行するとなっていますよね。4ページの一番下に。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 商工観光課長と同じ説明になるんですけども、これまでは400円から1,000円の中で公社が幾らというふう決めていたと。そして、それが600円でしたと。今度は50%から150%の間で公社が決めるということの、50%から150%、じゃあ幾らから50%で幾

らから150%という基本を700円にしたということであって、実際のところは600円をいただくと。つまり700円の50%が350円から、150%の1,050円までの間で公社が決められるということにしたというだけであって、実際にいただくのは600円ということでございます。これは前にパークゴルフも400円から600円と、そういうのがあって500円にさせていただいた経緯がたしかあったと思います。50円上げる、物価等でその都度議会に諮って条例を改正ということではなくて、ある程度の範囲内については公社で町と協議をして決めるという条例にさせていただいたということでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） ほかに。1番味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 各施設でレンタル事業をやるということですが、このマウンテンバイク等の各施設に置く台数というのはおわかりでしょうか。

あと、さまざま置き場所というのもあると思うんですが、その台数によってはかなり置き場所に困る施設もあるんでないかなと思うんですが、これについてお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） まず、4カ所に自転車を置く台数ということでございますが、交流センターは4台を予定してございます。あゆの里物産館は7台、薬師の湯には15台を予定してございます。陶芸の里ゆ〜らんどには8台を予定してございます。置き場所に関しましては、各施設と打ち合わせをさせていただいて、置いていただくと。

あと、ただ単に格納ということだけでなく、今の自転車、結構スポーティーでちょっとカッコいいといいますか、そういうことがありまして、こういうことを今度始めていますよということで、ロビーだったり、そういう屋内の目につくところにも展示といいますか、借りられますよという形でアピールをするということで、その部分も各施設と打ち合わせをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） あゆの里物産館なんかは食事するスペースに置くということになるんですかね。そういう意味でもちょっと管理については雨ざらしとかできないと思いますので、サイクルステーションの計画もありますけれども、これにはレンタル事業はかかわりはないということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 保管に関しましては、雨ざらしということではなくて屋内にと

いうことでございます。あとサイクルステーションの関係でございますけれども、一応そのステーションではレンタサイクルを格納も含めてやっていくということで考えてございます。そちらにつきましては国の交付金を用立てしていきたいと思っております、今いろいろ要望のほうは出させてもらっているという状況でございます。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 最後です。このマウンテンバイク等の購入先についてお伺いします。モンベルからなのか、あるいは地元の自転車屋さんとかを使うのか、この点について最後お伺いします。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） レンタサイクルの購入に関してでございますが、そちらにつきましてはモンベルからの購入ということでございます。地元の自転車店からの購入というのも模索はさせていただきましたが、いろいろ流通の関係等々もございまして、今回はモンベルから購入をしたというものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

これより議案第47号加美町中新田交流センター条例等の一部改正についての採決を行います。お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第47号加美町中新田交流センター条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第48号 平成28年度加美町一般会計補正予算（第7号）

○議長（下山孝雄君） 日程第4、議案第48号平成28年度加美町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第48号平成28年度加美町一般会計補正予算（第7号）について、ご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ1,795万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ144億4,668万8,000円とする補正予算と繰越明許費及び債務負担行為の追加を行うものであります。

歳入の主なものについては、地方消費税交付金として916万4,000円減、地方交付税として特別交付税2,096万5,000円増などであります。

歳出の主なものについては、土木費で道路維持費、中新田地区除雪委託料720万円減、小野田地区除雪委託料250万円減、宮崎地区除雪委託料784万4,000円減などのほか、予備費を増額するものであります。

特別交付税の補正については、3月17日に3月交付分の額が決定され、平成28年度の特別交付税の総額が2億7,096万5,000円と確定したことから、現計予算2億5,000万円に対して2億96万5,000円を増額補正するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

これより議案第48号平成28年度加美町一般会計補正予算（第7号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第48号平成28年度加美町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第49号 平成28年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第5号)

○議長（下山孝雄君） 日程第5、議案第49号平成28年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第49号平成28年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ1,153万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ26億

7,485万円とする補正予算であります。

歳入については、国庫支出金として財政調整交付金6,345万7,000円増、県支出金として財政調整交付金2,781万3,000円減、繰入金として財政調整基金繰入金4,000万円減などがあります。

歳出については、保険給付費として一般被保険者療養費227万円減、退職被保険者等高額療養費610万円減、共同事業拠出金として高額医療費共同事業拠出金932万円増などのほか、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

これより議案第49号平成28年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第49号平成28年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第50号 平成28年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（下山孝雄君） 日程第6、議案第50号平成28年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第50号平成28年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ335万円を追加し、歳入歳出それぞれ2億4,667万円とする補正予算であります。

歳入については後期高齢者医療保険料、歳出においては後期高齢者医療広域連合納付金を335万円、それぞれ増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終わります。

これより議案第50号平成28年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第50号平成28年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

これで平成29年加美町議会第2回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後4時49分 閉会

上記会議の経過は、事務局長今野伸悦が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年3月29日

加美町議会議長 下山 孝 雄

署 名 議 員 三 浦 又 英

署 名 議 員 伊 藤 由 子